

(茨城県政記者クラブ、福井県政記者クラブ、敦賀記者クラブにて同時発表)



平成18年 1月 6日
日本原子力発電株式会社

六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について

日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場においては、本年2月から使用済燃料を使用したアクティブ試験を開始する計画です。同試験の開始に伴い、ウラン・プルトニウム混合酸化物としてプルトニウムが回収されることになりますので、透明性確保の観点から、回収される当社分のプルトニウムの利用計画を別紙のとおり取りまとめました。

当社は、プルトニウムの利用について地元の皆さまのご理解を得て進めていきたいと考えております。

(参考)

原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」の中で、六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムについて、電気事業者は毎年度、プルトニウムを分離する前に「プルトニウム利用計画」を公表することが明記されています。また、平成17年10月11日に原子力委員会決定、同年10月14日に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、「事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する」とされております。

以上

(別 紙) 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画

問合せ先：日本原子力発電株式会社

広報室 田林・田邊

TEL：03-4415-5200

六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画

| 所有者 | 所有量（トン） | | 利用目的（軽水炉燃料として利用） | | |
|----------------|----------|----------|----------------------|---------------|-------------------------|
| | 17 年度 | 18 年度 | 利用場所 | 利用量 (トン/年) | 利用開始時期及び利用 に要する期間の目途 |
| 日本原子力 発電(株) | 0. 0 | 0. 1 | 敦賀発電所2号機、 東海第二発電所 | 0. 5 | 平成24年度以降 約0. 2年相当 |

1. プルトニウムの所有量

六ヶ所再処理工場では平成17, 18年度のアクティブ試験として、17年度は約15トン、18年度は約258トンの使用済燃料の再処理（うち当社分は17年度なし、18年度に約18トン）が行われる計画（*1）であり、その結果、当社はプルトニウムを、17年度は約0.0(0.003)トン、18年度は約0.1トン、同工場に所有することになる予定である。（*2、*3）

2. プルトニウムの利用場所

このプルトニウムは、軽水炉である敦賀発電所2号機及び東海第二発電所で利用する計画である。また、その他に研究開発用に日本原子力研究開発機構に譲渡する場合があり、具体的な譲渡量については、今後決定した後に公表する。

3. プルトニウムの利用量

プルトニウムの利用量は、使用するウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料)に含まれるプルトニウムの年間利用目安量であり、1年当たり約0.5トンである。なお、この利用量には海外で回収されたプルトニウムが含まれている。

六ヶ所再処理工場の操業により当社分のプルトニウムは、年間約0.3トン発生するが、年間約0.5トン使用していくことで、海外に所有する分も含め、消費していくことができる。

4. プルトニウムの利用開始時期

プルトニウムの利用開始時期は、研究開発用に譲渡するものを除き、六ヶ所再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定期限である平成24年度以降である。それまでの間は、六ヶ所再処理工場においてウラン・プルトニウム混合酸化物粉末の形態でプルトニウムを保管管理する。また、平成17, 18年度で回収されるプルトニウムの量は年間の利用量からみて約0.2年分に相当する。（*4）

この利用計画を進めるために、現在、地元への理解活動を行っているところであり、今後プルサーマル計画の進展、MOX燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って本計画を順次より詳細なものとしていく。

なお、当社は、平成17年9月現在、再処理で回収したプルトニウムを国内で約0.1トン、海外で約3.2トン（仏国回収分約0.5トン、英國回収分に約2.7トン）所有しており、海外に所有しているプルトニウムは海外でMOX燃料に加工の上、利用することとしている。

以 上

- (* 1) 再処理量は日本原燃(株)の策定した再処理計画による。使用済燃料の再処理量は照射前ウラン重量(トン)で表示。
- (* 2) 所有量は、平成17、18年度の六ヶ所再処理による割り当て予想プルトニウム量である。回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれるプルトニウムの量に応じて、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、平成17、18年度において自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれるプルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- (* 3) プルトニウム量はプルトニウム239,241などの核分裂しやすいプルトニウムの量を記載。(所有量は小数点第2位を四捨五入するので、0.05トン未満の場合は表記上0.0となる場合がある。)
- (* 4) 「利用に要する期間の目途」はプルトニウムの所有量を年間の利用量で割ったもの。日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、利用量には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しないことがある。